

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス自動販売機設置事業者募集要項

公立大学法人大阪における以下の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1. 公募物件

設置場所	所在地	台数	設置場所
大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1番1号 および1番2号	5台	別紙図面のとおり
外形寸法	最低貸付料（年額、税抜）		
幅 1.40m以内 奥行き 0.80m以内	104,000円		

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者（次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(ア)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ)契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため行う監督又は検査の実施にあたり公立大学法人大阪教職員の職務の執行を妨げた者

- (エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件という。」に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 大阪府の区域内に事業所を有し、府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) この公募の日から設置業者決定の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- ウ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (8) 申し込もうとする物件と同じ販売品目の自動販売機設置事業について、国、地方公共団体その他公共的団体との契約実績があり、その契約を誠実に履行していること。
- (9) 大阪府内において自動販売機を設置し管理することを業として 3 年以上の経験を有

し、現在も継続中であること。

- (10) 大阪府内において災害対応型自動販売機を設置し管理することを業とする経験を有し、現在も継続中であること。

3. 公募条件等

(1) 貸付料等

① 貸付期間

貸付契約の期間は令和元年9月1日から令和2年3月31日とします。令和2年4月1日以降、継続して借り受けようとする場合は、当初大学が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、令和4年3月31日までの間で契約を更新することができます。

ただし、当該場所を大学が他の目的のため利用することや使用者の使用状況を勘案して、支障がないと大学が判断した場合に限ります。

② 貸付料および電気使用料

貸付料は、設置事業者として決定された者が応募申込書に記載した金額（年額）を月割計算した額（7か月分）とします。なお、令和2年4月1日以降継続して借り受けようとする場合には、応募申込書に記載した金額（年額）とします。

電気使用料については、子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて積算した額とします。

なお、設置する子メーターについては、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものであり、有効期限内のものを設置してください。

また、電気使用料は、それぞれの金額に100分の8に相当する額（消費税相当額。ただし、地方消費税を含む消費税の税率が変動した場合には、それに応じて消費税等相当額も当然に変動するものとします。）を加算した額とし、大学から送付される請求書等により、大学が指定する期限までに納入してください。

設置事業者の都合により年度途中で自動販売機を撤去する場合、徴収した貸付料・電気使用料の還付はいたしません。

③ その他の必要経費

電源工事を含む自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。設置工事にあたっては、工事概要、図面等により事前に大学の承認を得てください。

(2) 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

① 大きさ及びデザイン

○ 大きさ

幅 1.40m以内、奥行き 0.80m以内

- デザイン（外観色を含む）
周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとします。
- ② 環境対策
 - 省エネルギー
「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ機能」及び「ピークカット」、並びに「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」等、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種とします。
 - フロン対策
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合した低GWP冷媒を使用した機材とします。
 - 安全対策
 - ・「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協会加盟4団体統一規準）を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、大学の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責めを負うものとします。
 - ・硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、大学の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責めを負うものとします。
 - ・「食品、添加物の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（日本自動販売協会・日本自動販売機工業会策定）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
 - 災害対応型自動販売機の設置
 - ・設置する自動販売機については、災害時に無料で自動販売機の飲料を取り出すことができる機種とし、災害発生時、電気が供給されない状況であっても使用（対応）可能なものとする。
 - 使用済み容器の回収
 - ・自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済み容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内の使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で回収及びリサイクル等を行うこと。
 - 維持管理
 - ・商品補充及び金銭管理等、自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。
 - ・衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

- ・自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において設置事業者の連絡先を明示し、即時に対応すること。

○ 販売品目の条件

- ・酒類及びノンアルコール飲料を除く清涼飲料水全般（お茶、水、コーヒー飲料、紅茶、炭酸飲料等）を販売対象品目とすること。
- ・商品は、缶又はペットボトル等密閉式の容器入りのものとする。
- ・全ての商品販売価格につき、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

○ 運搬車等の条件

- ・商品補充および金銭管理等、自動販売機の維持管理にあたり自動車を使用する場合は、大阪府知事が定めるグリーン配送の条件を遵守するとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく車種規制適合車等を使用すること。
- ・販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大学の指示に従うこと。

(3) 貸付期間前及び貸付期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 貸付の条件を遵守し、貸付料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 契約期間中に 2.-(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して大学の確認を受けること。

4. 参考データ

(1) 職員数等(令和元年5月1日時点の数)

中百舌鳥キャンパス内 7,306人(教職員数 908人 学生 6,398人)

(2) 平成29年度販売数(既設の自動販売機5台分) 25,264本

平成30年度販売数(既設の自動販売機5台分) 25,926本

(3) 今回公募対象の自動販売機の他に、敷地内には45台の自動販売機が設置されています。

5. 応募申込手続き

(1) 応募申込方法

下記提出先あて書留郵便にて提出してください。

ア 申込受付期間 令和元年7月2日(火)から令和元年7月16日(火)必着

イ 提出先

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1番1号

公立大学法人大阪 府立大学事務局 大学管理部 施設課 宛

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類をご提出ください。

- ① 応募申込書
- ② 誓約書（所定様式）
- ③ 価格提案書（厳封すること）※別紙「価格提案書用封筒について」を参照
- ④ 役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載のこと）（任意様式）
- ⑤ 納税証明書（府税事務所の発行する全税目の直近年度の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）及び税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（「未納の税額がないこと」の納税証明書）、いずれも発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）、
- ⑦ 法人においては決算書、個人の場合は所得税の確定申告の写しを過去3年分
- ⑧ 営業実績の調書（国、地方公共団体その他公共的団体との契約実績等。所定様式）
- ⑨ 2.-(4)にかかる許認可等の免許証の写し
- ⑩ 設置する自動販売機のカatalog（寸法のわかるもの）

(3) その他

書類の持参、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6. 設置事業者の決定

- (1) 公募物件に対し、大学が設定する最低貸付料以上の額で応募申込を行った者で、貸付料の最も高い者を設置事業者とします。なお、最高価格の応募者が2者以上ある場合は、抽選により選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

- (2) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和元年7月23日（火）の予定です。（中百舌鳥キャンパスA11棟3階南会議室にて午前10時より、提出された価格提案書を公開にて確認いたします。）設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに公立大学法人大阪ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7. 固定資産賃貸借契約の手続き

設置事業者に決定した者は、令和元年8月6日（火）までに、次の財産借受申請書等を提出してください。

《財産借受申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 財産借受申請書（所定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 自動販売機の管理関係証明書（所定様式）
- ④ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業態に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

8. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9. その他

- (1) 契約書は別紙契約書(案)のとおり。
- (2) 貸付契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

<募集に関する問い合わせ先>

大阪府堺市中区学園町1-1

公立大学法人大阪 府立大学事務局 大学管理部 施設課

電話072-254-9113（ダイヤルイン）

担当 林田・前西